

生駒市地震防災対策 アクションプログラム



平成20年6月

生 駒 市

はじめに

生駒市では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、生駒市の防災アセスメントによる独自の被害想定のもと、市民や防災関係機関との緊密な連携を基礎として、災害に備えての各種設備の拡充や体制の確立と地域防災力の向上など、防災対策の総合的な推進をはかり、安心・安全のまちづくりを進めてまいりました。

しかし、その後、国の中央防災会議において、東海・東南海・南海地震の被害想定が公表され、奈良県においても平成16年10月に公表された第2次奈良県地震被害想定調査の結果において、内陸型地震の8つの断層及び海溝型地震の5つのパターンについて、その発生による被害の甚大さが強く指摘されています。

本市に影響をおよぼす地震として、海溝型地震の東南海・南海地震同時発生や内陸型地震である生駒断層帯や奈良盆地東縁断層帯などによる地震の発生が懸念されています。

こうした大規模地震による防災面での対応がより重要と受けとめた本市では、地震災害から市民を守り、発生時の被害を最小限にとどめ、地域防災計画の実効性を高めるために、本市が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画である「生駒市地震防災対策アクションプログラム」を策定しました。

このプログラムは、国の地震防災戦略の考え方及び県のアクションプログラムに準じ、大規模地震発生時の想定人的被害を今後10年間で半減することを減災目標とし、この目標を達成するため10の施策の柱を設定し、232のアクション項目を定めました。

今後、防災協働社会の実現に向けて、本市ではこのプログラムに基づき、国、県、他市町村、防災関係機関、市民、企業など様々な主体が、自助・共助・公助をバランスよく分担しながら地震防災対策をさらに積極的に推進してまいります。

市民の皆様も、大規模地震の発生に備え、水、食糧などの備蓄、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策の実施、地域の自主防災活動への参加など実践的な活動を進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に本プログラム策定にあたり、ご指導いただきました奈良県、協力いただいた関係機関の方々には大変お世話になりました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

平成20年6月

生駒市長 山下 真

目 次

I	アクションプログラム策定の背景	1
II	アクションプログラムの基本理念と減災目標	2
III	アクションプログラムの考え方	3
IV	アクション項目の分類	5
V	アクションプログラム体系図	7
VI	アクションプログラム一覧	8
1	地震につよいまちをつくる	8
2	地域の防災力を向上させる	9
3	的確な防災情報処理を実施する	10
4	人的資源を確保する	11
5	いのちを守る	12
6	安全・安心を守る	13
7	生活基盤を安定させる	14
8	市民の生活を支援する	14
9	生駒市のイメージを守る	15
10	復興を視野に入れる	16
VII	アクションプログラムの具体目標	18

資料編目次

- I 生駒市地震防災対策アクションプログラムの概要・・・・・・・・資 1
- II アクションプログラムの策定体制・・・・・・・・資 2
- III アクションプログラム策定スケジュール・・・・・・・・資 4
- IV 用語解説集・・・・・・・・資 5

I アクションプログラム策定の背景

1 大規模地震発生の恐れ

国の地震調査委員会によると東南海地震、南海地震の今後30年以内の発生確率はそれぞれ60～70%程度と50%程度（平成19年1月1日時点）と公表されており、今世紀前半の発生が懸念されています。

また、奈良盆地東縁断層帯及び中央構造線断層帯による地震は、今後30年以内の発生確率がほぼ0～5%程度で、我が国の主な98の活断層の中では発生確率が高いグループに属し、生駒断層帯による地震はほぼ0～0.1%程度で、やや高いグループに属すると評価されました。

一方、本市で実施した震源別被害想定結果（平成18年1月）では、東南海地震、南海地震などの海溝型地震が発生した場合、直接的な被害は少ないものの、電力やガス等の供給障害、道路・鉄道のネットワーク支障などが懸念されています。

また、生駒断層帯などの内陸型地震が発生した場合、本市では死者約360人、負傷者約3,400人、避難者数約37,000人（発生直後）、住宅の全半壊が約19,000棟など、人的・建物被害等が甚大となり、ほぼ市内全域でライフラインの供給障害が起り、市民生活に大きな影響を与えることが明らかになりました。

震源別被害想定結果概要（生駒市域の被害想定）

地震名	マグニチュード	死者（人）	住家全壊（棟）	建物火災（件）
生駒断層帯	7.5	360	7,937	60
矢田断層	6.4	59	1,915	13
奈良盆地東縁断層帯	7.4	35	1,558	10
東南海・南海地震同時発生	8.6	3	391	0

2 アクションプログラムの必要性

生駒市では、バランスのとれた自助・共助・公助による防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指すため、本市の震源別被害想定結果等を踏まえ、戦略的に地震防災対策を進めます。

現在は、「生駒市地域防災計画」を基本として各種施策を講じておりますが、各種施策に振り向けることができる資源が有限であり、また、施設等の整備に相当の期間を要するものが

あることから、地域防災計画の実効性を高め、本市が実施する地震防災対策を体系化して速やかに実施するため「生駒市地震防災対策アクションプログラム」を策定するものです。

Ⅱ アクションプログラムの基本理念と減災目標

1 基本理念

21世紀前半の地震活動期に備え、市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

2 減災目標

大規模地震発生時の想定人的被害（本市の震源別被害想定結果・平成18年）を今後10年間で半減

国の地震防災戦略の考え方〔今後10年間で東南海・南海地震の死者数を半減〕及び県のアクションプログラムに準じ、今後10年間で生駒市が目指すべき減災目標を上記のとおりとします。

また、減災目標を達成するため、「施策の柱」ごとに具体目標を設定します。（18ページの一覧表参照）

3 アクションプログラムの位置づけ

- ① アクションプログラムは、生駒市地域防災計画（地震災害対策計画編）に基づき実施する施策のうち、今後30年を見据えて、当初の10箇年で重点的に取り組む事業の実施計画です。

〈計画期間：平成20～29年度の10箇年〉

- ② 奈良県地震防災対策アクションプログラムとも整合を図りながら進めます。

〈計画期間：平成18～27年度の10箇年〉

- ③ 国（中央防災会議）の地震防災戦略とも整合を図りながら進めます。

〈計画期間：平成17～26年度の10箇年〉

Ⅲ アクションプログラムの考え方

1 目的

地震災害に強いまちづくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、本市が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定するものです。

2 計画期間

平成20年度から平成29年度までの10箇年です。

3 アクションプログラムの体系

(1) 施策の柱

地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため10の施策の柱を設定します。

- 1 地震につよいまちをつくる
- 2 地域の防災力を向上させる
- 3 的確な防災情報処理を実施する
- 4 人的資源を確保する
- 5 いのちを守る
- 6 安全・安心を守る
- 7 生活基盤を安定させる
- 8 市民の生活を支援する
- 9 生駒市のイメージを守る
- 10 復興を視野に入れる

(2) 施策項目

施策の柱を推進するため40の施策項目を設定します。

(3) アクション目標

施策項目を推進するため92のアクション目標を設定します。

(4) アクション項目

アクション目標を推進するため232のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、市の役割、担当課を記載します。

4 計画の推進

(1) アクション項目の実施期間を以下のとおり区分して推進します。

- ① 短期：概ね2年程度で完了又は集中実施
- ② 中期：概ね5年程度で完了
- ③ 長期：10年以上継続的に実施

(2) 早期に実施すべきアクション項目については、平成20年度から迅速に着手します。

ただし、アクションプログラムの策定を待たずにすぐにでも着手すべきものは、平成19年度から着手しています。

(3) 計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行います。

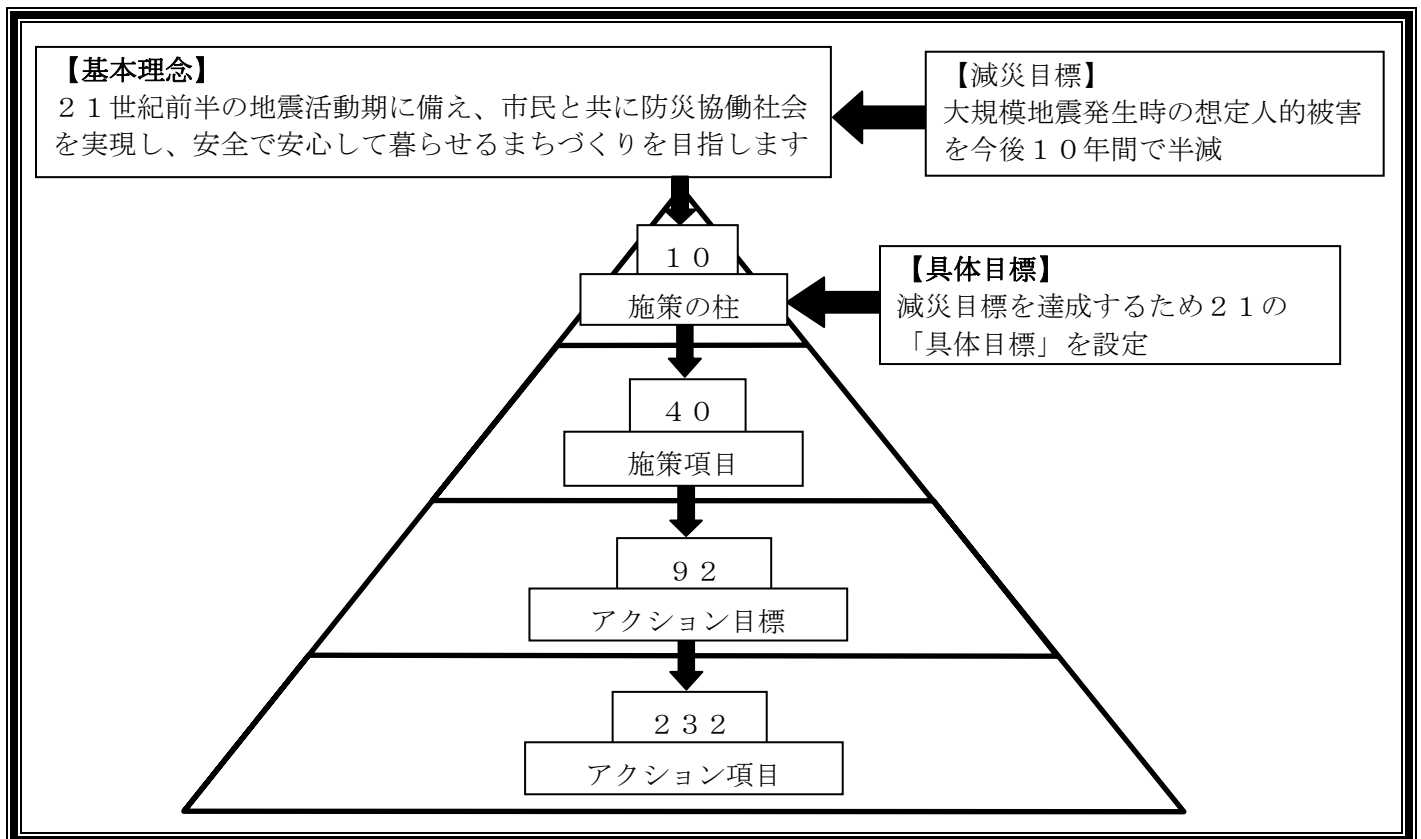
(4) 今後定期的にアクションプログラムを見直します。

5 アクション項目具体化の検討に際しての留意点

(1) 1つの手段だけでなく、多重的な代替・補完手段を考慮します。

(2) 災害時に誰もが迅速に対応できるようわかりやすい内容にします。

アクションプログラムの体系



IV アクション項目の分類

1 実施期間

アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類しています。計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や市民への啓発事業については、原則として短期に分類しています。ただし、計画・マニュアル・指針等の見直し、防災訓練の実施や啓発事業は繰り返し継続して実施していきます。

災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに財政的な制約もあることから長期に分類しています。

①短期（概ね2年程度で完了または集中実施）

<例示>

○啓発

家具・ロッカー等の転倒防止対策の推進、自主防災組織の組織化の推進等

○連携の強化

ライフライン関係機関、災害ボランティア団体、国・県等との連携

○マニュアル作成

ボランティアセンター設置マニュアル、各部・課の業務別マニュアルの作成等

○指針・計画作成

学校の防災計画の作成等

○訓練実施

災害対応訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施等

②中期（概ね5年程度で完了）

<例示>

○システム構築

安否情報システムの検討、防災対応マニュアルのデータベース化等

○施設整備

防災拠点施設及び避難所設備機能の整備等

③長期（10年以上継続的に実施）

<例示>

○基盤整備

道路整備、河川整備、ため池整備等

○耐震化

災害対応拠点・学校施設の耐震化促進、上下水道設備の耐震化促進等

○その他

観光施設の耐震化、火災発生時の延焼防止対策の推進等

2 実施主体

大規模な地震が発生した場合には、行政だけで全ての災害対応を行うことは困難であり、バランスのとれた自助（市民や企業が自ら取り組むもの）・共助（地域やボランティア等が取り組むもの）・公助（国、県や市など行政が取り組むもの）による役割分担が必要です。このプログラムでは、アクション項目ごとに実施主体を以下のとおり分類しています。

①市……………市（消防本部、水道局、教育委員会、社会福祉協議会等を含む）

②県……………県（水道局、教育委員会、警察本部等を含む）

③国……………国（地方支分部局、自衛隊等を含む）

④防災関係機関・日本赤十字社・医師会等の公共的機関、電気・ガス・輸送・通信・道路等の公益的事業を営む法人等

⑤市民……………市民、自治会、自主防災組織、文化財所有者、NPO、ボランティア等

⑥企業……………企業、商店街、医療法人、学校法人、社会福祉法人等

3 市の役割

このプログラムでは、市が果たすべき役割を下記のとおり分類しています。

①直接……………市が直接実施

②支援……………他の実施主体が行う対策に対する人的・財政支援、情報・場所・物資等の提供、ガイドライン提示等

③助言……………他の実施主体が行う対策に対する助言、文書依頼、要望等

4 市の担当課

アクション項目の担当課を記載しています。

Vアクションプログラム体系図

【基本理念】21世紀前半の地震活動期に備え、市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

施策の柱		施策項目		アクション 目標数	アクション 項目数	
予防対策	1 地震に強いまちをつくる	1.1 地震に強い社会基盤整備を行う		3	6	
		1.2 火災に強いまちづくりを推進する		3	5	
		1.3 防災拠点を整備する		2	5	
		1.4 建物の耐震化等を推進する		4	9	
		1.5 ライフライン等の予防対策を実施する		2	5	
	(小計)			14	30	
	2 地域の防災力を向上させる	2.1 市民が主体となって防災力を向上させる		6	18	
		2.2 防災教育・啓発を行う		2	5	
	(小計)			8	23	
災害対応の資源	3 的確な防災情報処理を実施する	3.1 情報処理を標準化する		2	6	
		3.2 防災情報システムを整備する		3	11	
		3.3 情報インフラを整備する		1	3	
		3.4 情報システムの信頼性・安全性を確保する		1	4	
	(小計)			7	24	
	4 人的資源を確保する	4.1 災害に強い人・組織をつくる		3	8	
		4.2 連携を推進する		4	9	
		4.3 災害対応業務の標準化を行う		3	7	
	(小計)			10	24	
応急対策	5 いのちを守る	5.1 被災者を救出・救助する		3	5	
		5.2 安全に避難できるように支援する		2	4	
		5.3 被災現場において救命救急活動を行う		2	4	
		5.4 医療機関において救命救急活動を行う		3	8	
		5.5 遺体への対応をする		2	4	
		5.6 二次災害を防止する		2	5	
	(小計)			14	30	
	6 安全・安心を守る	6.1 安否確認を支援する		1	2	
		6.2 通勤・通学の帰宅困難者等を支援する		3	6	
		6.3 治安を確保する		2	4	
	(小計)			6	12	
	7 生活基盤を安定させる	7.1 公共施設等の復旧に取り組む		1	2	
		7.2 ライフラインを早急に復旧する		2	5	
		7.3 緊急輸送の手段・ルートを確保する		2	6	
	(小計)			5	13	
	8 市民の生活を支援する	8.1 避難生活を支援する		2	5	
		8.2 災害時要援護者を支援する		2	6	
		8.3 水・食料・生活必需品を確保する		2	8	
		8.4 保健衛生対策を実施する		2	7	
	(小計)			8	26	
	9 生駒市のイメージを守る	9.1 文化財を保護する		3	7	
		9.2 被災した観光客を支援する		1	3	
		9.3 観光産業を守る		1	4	
	(小計)			5	14	
復旧・復興	10 復興を視野に入れる	10.1 震災からの復興ビジョンを描く		1	1	
		10.2 被災者のくらしと仕事の再建を支援する		3	8	
		10.3 被災者のこころとからだを支える		1	3	
		10.4 すまいを再建する		3	9	
		10.5 まちを復興する		3	9	
		10.6 復旧・復興のために多様な資金を活用する		3	4	
		10.7 経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する		1	2	
	(小計)			15	36	
合計:10の施策の柱		合計:40の施策項目		(合計)	92	232

VI アクションプログラム一覧

前項の体系図に基づき、施策の柱・施策項目・アクション目標・アクション項目の一覧を記載しています。
アクション項目には、実施期間・実施主体・市の役割・担当課を記載しています。分類の考え方は、5～6ページをご覧ください。

1 地震に強いまちをつくる

地震に強いまちをつくるため、道路・河川整備などの基盤整備、火災に強いまちづくりの推進、住宅や建築物の耐震化などの予防対策を計画的かつ着実に実施します。

1.1 地震に強い社会基盤整備を行う

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 防災を考慮した市街地整備を実施する	1 災害に強い都市計画の立案	長	市、県	直接、助言	都市計画課
	2 狭あい道路の整備	長	市、県	直接、助言	土木課
2 地形を考慮した防災まちづくりを実施する	1 計画的な土地利用対策の促進	長	市、県	直接、助言	都市計画課、企画政策課
	2 ため池等の整備促進	長	市、県	直接、支援	産業振興課
	3 急傾斜地等崩壊危険区域の安全対策の実施	長	市、県	直接、助言	土木課
3 長周期地震動及び液状化対策等新たな課題に取り組む	1 液状化対策の検討	中	市、県	直接、助言	防災対策課

1.2 火災に強いまちづくりを推進する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 出火防止対策を促進する	1 火災予防意識の啓発	中	市	直接、助言	消) 予防課
	2 防火・危険物の管理責任の徹底	中	市、企業	直接、助言	消) 予防課
2 延焼防止対策を実施する	1 火災発生時の延焼防止対策の推進(密集市街地・緊急輸送道路沿いの延焼防止対策の実施等)	長	市、県、市民	直接、助言	消) 消防署、建築指導課、都市計画課
3 地域における消防力を強化する	1 市民に対する防火指導・訓練の実施	中	市、市民、企業	支援、助言	消) 消防署
	2 地域における消防資機材(初期消火)等の整備の促進	中	市、市民	支援、助言	消) 警防課

1.3 防災拠点を整備する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 広域的な防災拠点を整備する	1 災害対策本部機能の確保	中	市	直接	防災対策課
	2 ヘリポートの確保	中	市	直接	防災対策課
2 地域的な防災拠点等を整備する	1 地域における防災拠点の選定及び重点的整備	中	市	直接	防災対策課
	2 防災公園機能の整備	長	市	直接	みどり推進課
	3 多機能に利用できる防災空間(オープンスペース)の確保	長	市、市民	直接、助言	都市計画課

1.4 建物の耐震化等を推進する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 市有建築物の耐震化を推進する	1 市有建築物の耐震改修促進計画の策定及び耐震化の実施	長	市	直接	施設整備課、生涯学習課、スポーツ振興課、水)総務課、水)浄水場、児童福祉課、教育総務課、防災対策課、関係各課
2 市有以外の公共性のある建築物(駅・大型店舗・病院等)の耐震化を促進する	1 耐震化の啓発	短	市、県	直接、助言	建築指導課
	2 耐震診断の促進	中	市、県	直接、支援	建築指導課
3 一般建築物の耐震化を推進する	1 住宅・建築物の耐震改修促進計画の作成・見直し	中	市、県	直接、助言	建築指導課
	2 住宅耐震化の補助制度の拡充(耐震診断・耐震補強工事)	短	市	直接	建築指導課
	3 相談窓口の設置及び情報提供	短	市	直接、支援	建築指導課
	1 家具、ロッカー等の転倒防止対策の推進	短	市、市民、企業	助言	広報課、市民活動推進課

4	居住空間内外の安全対策を促進する	2	ブロック塀、自動販売機等の転倒防止対策の促進	短	市、市民、企業	直接、助言	建築指導課(ブロック塀) 産業振興課(自販機)
		3	ガラス、屋外広告の落下、飛散防止対策の促進	短	市、市民、企業	直接、助言	建築指導課、都市計画課、防災対策課

1.5 ライフライン等の予防対策を実施する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課	
1 ライフラインの早期復旧に向けた予防対策を実施する	1	ライフライン関係機関との連絡体制の整備及び情報の共有化の促進	中	市、関係機関	直接、支援	防災対策課
	2	上下水道施設の耐震化の促進	長	市	直接	水)工務課
	3	緊急耐震貯水槽等の設置拡充	長	市	直接	水)工務課
2 公共土木施設等の予防対策を実施する	1	災害に強い道路網の整備	長	市、国、県	直接、支援、助言	土木課、事業計画課、都市計画課
	2	橋梁耐震化及び災害に強い河川整備の推進	長	市、国、県	直接、支援、助言	土木課

2 地域の防災力を向上させる

市民・自主防災組織・企業・学校など地域における多様な主体の地域防災力を向上させるため、広報誌・パンフレット等の作成、ホームページの充実、防災講演会・出前講座の開催、防災教育、防災訓練の実施など多様な機会を活用した啓発活動を実施していきます。

2.1 市民が主体となって防災力を向上させる

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課	
1 自治会単位で防災活動組織の充実を図る	1	自主防災組織の設立促進及び充実	短	市、市民	直接、支援、助言	防災対策課、市民活動推進課
	2	自主防災組織(自治会)における避難手段の検討(地域防災マップの作成・連絡網の構築等)	短	市、市民	直接、支援、助言	防災対策課、市民活動推進課
	3	自主防災組織(自治会)が主体となった訓練の実施	短	市、市民	直接、支援、助言	消)消防署、防災対策課、市民活動推進課
	4	活動・設立補助制度の再検討	中	市	直接	防災対策課
2 各世帯の防災力を向上させる	1	家庭内備蓄の啓発及び促進(食料・飲料水等)	短	市、市民	助言	防災対策課
	2	家族間の連絡体制確立の必要性の周知	短	市、市民	助言	防災対策課
3 消防団活動の充実を図る	1	消防団員の研修・訓練の実施	中	市、市民	直接、支援、助言	消)総務課
	2	消防団活動の拡大及び活性化の推進(団員の確保を含む)	短	市、市民	直接、支援、助言	消)総務課
	3	消防団の装備の充実	中	市	直接	消)総務課
4 企業・各種団体の防災力を向上させる	1	企業における自主防災組織の設立推進(防災マニュアル作成を含む)	短	市、市民、企業	支援、助言	消)予防課、産業振興課、防災対策課
	2	企業等職域における訓練の実施	短	市、市民、企業	支援、助言	消)予防課、産業振興課、防災対策課
5 防災の担い手となる児童・生徒等の防災力を向上させる	1	学校の防災計画の作成及び見直し	短	市、市民	直接、支援、助言	教育総務課
	2	教職員を対象とした防災教育の実施	短	市	直接、支援、助言	教育指導課
	3	各学校が主体となった訓練・防災教育の実施(子どもたちの発達段階に応じて)	短	市、市民	直接、支援、助言	教育指導課
6 災害ボランティアとの協働	1	ボランティア受援体制の検討(ボランティアセンター設置マニュアル・活動マニュアルの作成等)	短	市、県、市民、関係機関	直接、支援、助言	社会福祉協議会、市民活動推進課、福祉総務課、福祉支援課
	2	ボランティアネットワークの強化(団体・機関との連絡会の開催等)	短	市、県、市民、関係機関	直接、支援、助言	社会福祉協議会、市民活動推進課、福祉総務課、福祉支援課
	3	ボランティアコーディネーターの育成	中	市、県、市民、関係機関	直接、支援、助言	社会福祉協議会、市民活動推進課
	4	ボランティア登録制度の推進	短	市、県、市民、関係機関	直接、支援、助言	社会福祉協議会、市民活動推進課

2.2 防災教育・啓発を行う

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 防災教育・啓発の内容を明確化し充実させる	1 住民・地域向けの啓発内容の明確化及び充実(パンフレット・ハザードマップ等の作成)	中	市、県	直接、支援、助言	防災対策課、事業計画課、建築指導課
	2 災害時要援護者支援の啓発内容の明確化及び充実(施設・個人に対して)	短	市、県	直接、助言	福祉支援課、福祉総務課、介護保険課、防災対策課
2 多様な機会を通じて教育・啓発を行う	1 広報いこま・ホームページの活用	短	市	直接、助言	広報課、情報政策課
	2 イベント会場等での啓発活動	短	市	直接、助言	防災対策課、(消)総務課
	3 職員出前講座による地震防災教育の充実	短	市	直接、助言	防災対策課、(消)総務課

3 的確な防災情報処理を実施する

災害対応業務を確実に実施するため、的確な情報処理システムを構築するとともに、情報インフラの整備を進め、信頼性・安全性を確保した総合防災情報システムを整備します。

3.1 情報処理を標準化する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 災害対応のための情報と資源の内容を明確化する	1 被害を記録・整理する方法のマニュアル化	短	市	直接	防災対策課
	2 救援物資の記録・整理する方法のマニュアル化	短	市	直接	防災対策課
2 災害対応に関する情報処理業務を明確化する	1 災害時情報処理業務のマニュアル化	短	市	直接	防災対策課、情報政策課
	2 災害時の個人情報の取り扱いの再検討	短	市	直接	防災対策課、総務課
	3 情報処理業務訓練の実施	短	市	直接	防災対策課、情報政策課
	4 国・県・近隣市町村等との情報通信訓練の実施	短	市、県	直接、助言	防災対策課、(消)警防課

3.2 防災情報システムを整備する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 情報を収集する手段を確立する	1 動員可能な人員数の状況を早期に把握する仕組みの策定	短	市	直接	職員課
	2 市内広域にわたる迅速な情報収集のための連携システムの検討	長	市、関係機関	直接	広報課、市民活動推進課、防災対策課
	3 携帯電話を利用した映像送信システムの検討	短	市	直接	広報課、情報政策課、防災対策課
2 情報を発信する手段を確立する	1 被害情報や生活支援情報のホームページへの掲載	短	市	直接	広報課、情報政策課
	2 携帯端末を利用して避難所や救急物資に関する情報を提供するシステムの検討	中	市	直接	情報政策課、市民課、防災対策課
	3 情報弱者に対する情報提供方法の検討	短	市	直接	福祉支援課、福祉総務課
	4 マスコミを活用した情報発信体制の検討(ケーブルテレビ等)	中	市、関係機関	直接	広報課、情報政策課
	5 民間技術を活用した緊急地震速報の発信・受信システムの検討	短	市、企業	直接、助言	防災対策課
3 GIS基盤を利用した総合防災情報システムを構築する	1 浸水想定区域図のGISデータ化	中	市、県	直接、助言	企画政策課、事業計画課
	2 土砂災害危険場所のGISデータ化	中	市、県	直接、助言	企画政策課、事業計画課
	3 避難所情報提供システムの検討(GIS利用)	中	市	直接	企画政策課、防災対策課

3.3 情報インフラを整備する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 通信基盤を整備する	1 防災行政無線のデジタル化	長	市	直接	防災対策課
	2 同報系防災無線設置の検討	中	市	直接	防災対策課

	3	衛星携帯電話導入の検討	中	市	直接	防災対策課
--	---	-------------	---	---	----	-------

3.4 情報システムの信頼性・安全性を確保する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 システムを安定的に運用する	1 防災関連システムの多重化、多ルート化(ネットワーク構築)などの促進	長	市、県	直接、助言	防災対策課、情報政策課
	2 災害発生時のシステム保護マニュアルの作成	短	市	直接	情報政策課
	3 システムダウン時の障害対応マニュアルの作成	短	市	直接	情報政策課
	4 非常電源設備の長期間供給化対応の検討と施設整備	中	市	直接	総務課

4 人的資源を確保する

災害対応業務を確実に実施するため、災害対応マニュアルの整備・見直し、災害対応訓練などの継続実施による災害に強いひと・組織づくりや、国・県・他市町村・防災関係機関などとの連携強化を推進して、災害対応力を向上させます。

4.1 災害に強い人・組織をつくる

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 職員の災害対応能力を高める	1 職員に対する防災研修の充実	短	市、県	直接、助言	職員課、防災対策課
	2 市外災害現場への職員派遣指針の検討	短	市	直接	職員課
	3 防災リーダーの育成(防災資格等の習得等)	中	市	直接	職員課、防災対策課
2 初動体制を充実する	1 参集訓練の実施	短	市	直接	防災対策課、職員課
	2 職員参集基準等の見直しの検討	短	市	直接	防災対策課
	3 地震災害時職員初動マニュアルの必要に応じた見直し	短	市	直接	防災対策課
3 組織の運営体制を充実する	1 災害対策本部の機能強化(代替施設の検討を含む)	短	市	直接	防災対策課、消)警防課
	2 現地災害対策本部の検討(被災パターンに応じた設置・運営の検討)	短	市	直接	防災対策課

4.2 連携を推進する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 市内の連携を強化する	1 自治会・自主防災組織との連携	短	市、市民	直接、支援、助言	消)消防署、市民活動推進課、防災対策課
	2 教職員との連携	短	市、県	直接、支援、助言	教育総務課、防災対策課
	3 警察署、病院、大学院大学との連携	短	市、関係機関	直接、支援、助言	防災対策課、企画政策課、健康課、生活安全課
2 市町村等との連携を強化する	1 協定市(枚方・寝屋川・交野・八幡・京田辺)との連携強化	中	市	直接	防災対策課
	2 協定以外市町村との連携強化	中	市	直接	防災対策課
3 国・県との連携を強化する	1 国の機関との連携(自衛隊を含む)	短	市、県、国、関係機関	直接、助言	防災対策課
	2 県の機関との連携(土木事務所・保健所を含む)	短	市、県、関係機関	直接、助言	防災対策課
4 多様な主体との連携を強化する	1 民間業者との連携	短	市、企業	直接、助言	産業振興課、防災対策課
	2 公共的な機関との連携(ライフライン関係等)	短	市、企業、関係機関	直接、助言	防災対策課

4.3 災害対応業務の標準化を行う

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 災害対応マニュアルを充実する	1 業務別災害対応マニュアルの作成・見直し(本部運営・広報報道対応を含む)	短	市	直接	防災対策課
	1 総合防災訓練(実働訓練)の充実	短	市、関係機関	直接	防災対策課、消)警防課

2	災害対応訓練を実施する	2	テーマ別災害対応訓練の実施 (関係課での図上訓練等の実施)	短	市	直接	防災対策課、消)警防課
		3	全庁的災害対応図上訓練の実施 (ロールプレイング型等)	中	市	直接	防災対策課、消)警防課
		4	市民・企業を対象とした図上訓練 の実施(DIG等)	短	市、市民、企 業	直接、支援、 助言	防災対策課、消)警防課
3	災害対応業務の対象と範囲を周 知・明確化する	1	災害時に継続または停止する業 務等の整理	短	市	直接	企画政策課
		2	災害対応マニュアルのデータベ ース化	中	市	直接	防災対策課、情報政策課、関係各課

5 いのちを守る

地震発生後、被災者のいのちを守るため、生き埋めになった人の救出・救助活動、けがをした人の救命・救急活動、避難誘導、二次災害防止対策などを実施します。

5.1 被災者を救出・救助する

アクション目標		アクション項目		実施 期間	実施主体	市の役割	担当課
1	救出・救助用資機材を整備し、訓 練を実施する	1	救助用資機材の整備充実	中	市	直接	消)警防課
		2	より迅速な救出・救助活動を行う ための訓練の推進	短	市	直接	消)消防署
2	迅速な活動体制を確立する	1	消防団の充実・強化のための支 援	短	市	直接、支援、 助言	消)総務課
		2	自主防災組織活性化対策の推進	短	市	直接、支援、 助言	防災対策課
3	広域応援体制の確立を図る	1	応援協定等の充実・強化(応援要 請マニュアルの整備を含む)	短	市、県、関係 機関	直接、支援、 助言	消)警防課

5.2 安全に避難できるように支援する

アクション目標		アクション項目		実施 期間	実施主体	市の役割	担当課
1	避難勧告・指示の基準を明確にす る	1	避難勧告・指示マニュアルの整備	短	市	直接	防災対策課
		2	避難計画の見直しの促進	中	市	直接	防災対策課
2	避難誘導体制を確立する	1	避難所標識及び避難誘導標識の 整備の検討	短	市	直接	防災対策課
		2	避難誘導マニュアルの作成(要援 護者対策を考慮)	短	市	直接	防災対策課、福祉支援課、福祉総務 課、介護保険課

5.3 被災現場において救命救急活動を行う

アクション目標		アクション項目		実施 期間	実施主体	市の役割	担当課
1	救命救急スタッフの充実を図る	1	救急救命士の育成	短	市	直接	消)警防課
		2	指示スタッフの確保(医師会との 連携)	中	市、関係機関	直接、支援	健康課、消)警防課
2	搬送体制を確立する	1	傷病者の搬送体制の強化(搬送 車両の確保を含む)	短	市、関係機関	直接	消)警防課
		2	トリアージ体制の充実	短	市、関係機関	直接	消)警防課、健康課

5.4 医療機関において救命救急活動を行う

アクション目標		アクション項目		実施 期間	実施主体	市の役割	担当課
1	医療・病院スタッフを確保する	1	医療体制の充実強化	中	市、県、関係 機関	直接、支援	健康課
		2	緊急医療体制ネットワークの整備	中	市、県、関係 機関	直接、支援、 助言	健康課、消)警防課
		3	医薬品等の調達体制の整備	短	市、関係機関	直接、支援	健康課
2	医療施設を確保する	1	医療機関の被害状況の把握	短	市	直接	健康課、消)警防課
		2	医療機関の防災体制の充実	中	市、関係機関	直接、支援、 助言	健康課、消)警防課
		3	近隣市町村とのネットワークの形 成	中	市、関係機関	直接、支援、 助言	健康課、防災対策課、消)警防課

3	医療機関のライフラインを確保する	1	行政と医療施設間の通信手段の整備	中	市、関係機関	直接、支援	健康課、(消)警防課
		2	水・電源確保の手段の検討	中	市、関係機関	直接、支援	健康課、防災対策課、水)工務課

5.5 遺体への対応をする

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 遺体安置所・火葬場を確保する	1 遺体安置・埋火葬マニュアルの作成	短	市、関係機関	直接	福祉総務課、福祉支援課(遺体安置) 環境政策課(埋火葬)
	2 遺体収容資機材の確保(関係業者との協定)	短	市、企業	直接	福祉総務課、福祉支援課
	3 遺体安置場所・火葬場の確保(他市町村との連携を含む)	短	市	直接	福祉総務課、福祉支援課(遺体安置場所) 環境政策課(火葬場の確保)
2 身元不明者を確認する	1 検死要員の確保	中	市、関係機関	直接、助言	健康課

5.6 二次被害を防止する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 建築物・宅地の応急危険度判定を実施する	1 応急危険度判定士との連携体制の構築	短	市、県	直接、支援、助言	建築指導課、開発指導課
	2 応急危険度判定マニュアルの作成	短	市、県	直接、支援、助言	建築指導課、開発指導課
	3 応急危険度判定士の育成	中	市、県	直接、支援、助言	建築指導課、開発指導課
	4 応急危険度判定訓練の実施	中	市、県	直接、支援、助言	建築指導課、開発指導課
2 危険地域を指定する	1 危険地域の指定及び周知(土砂災害警戒区域等について)	中	市、県	直接、支援	事業計画課、防災対策課

6 安全・安心を守る

いのちの危機を脱した後、被災者の安全・安心を守るため、安否確認の支援、通勤・通学者などの帰宅困難者対策、被災地での治安の確保などの取り組みを実施します。

6.1 安否確認を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 安否情報の確認手段を確立する	1 安否確認システムの検討	中	市	直接	防災対策課、市民課
	2 平常時より安否確認方法の周知(NTT災害伝言ダイヤル等)	短	市	直接	防災対策課

6.2 通勤・通学の帰宅困難者等を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 帰宅する手段を確保する	1 帰宅困難者支援マニュアルの作成	短	市	直接	防災対策課
	2 公共交通機関等との連携強化	短	市、企業	直接、助言	防災対策課
	3 帰宅支援業者等の確保(コンビニ・ガソリンスタンド・その他事業所等)	短	市、企業	直接、助言	防災対策課、産業振興課
2 帰宅困難者への情報提供を行う	1 情報提供体制の構築	短	市、関係機関	直接、助言	広報課、防災対策課
	2 帰宅困難者用の対策パンフレット等の作成	中	市	直接	防災対策課
3 帰宅できない者への支援	1 周辺自治体との連携(避難所)	中	市、関係機関	直接	防災対策課

6.3 治安を確保する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 治安確保の体制を整備する	1 警察との連携	中	市、県、関係機関	直接、支援	生活安全課
	2 自主防犯活動への支援	中	市、関係機関	直接、支援	生活安全課

2	治安活動を実施する	1	被災地・避難所等における犯罪の予防	短	市、県、関係機関	直接、支援	生活安全課
		2	治安情報の収集・分析・情報発信	短	市、県、関係機関	直接、支援	生活安全課、広報課

7 生活基盤を安定させる

市民生活の安定を早期に取り戻すため、災害対応の拠点となる施設やライフラインの早期復旧、緊急輸送路の確保などの取り組みを実施します。

7.1 公共施設等の復旧に取り組む

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 復旧体制の確立に取り組む	1 緊急災害復旧工事に対する施工業者の確保及び連携の強化	短	市、関係機関	直接、支援	土木課、水)浄水場、関係各課
	2 通信設備の早急な復旧対策の実施	短	市、関係機関	直接	防災対策課

7.2 ライフラインを早急に復旧する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 関係機関(電気、ガス、通信、鉄道等)との連絡体制を確立する	1 ライフライン関係機関との連携強化	短	市、関係機関	直接	防災対策課
2 上下水道を早急に復旧する	1 上下水道関係業者との協力体制の確立	短	市、企業	直接	水)工務課
	2 給水応援機関(県・他市町村)との連絡体制の確立	中	市、県、関係機関	直接、助言	水)総務課
	3 上下水道管理施設の被災状況の確認体制の確立	短	市	直接	水)浄水場、水)工務課
	4 災害対策マニュアルの策定(下水道)	短	市	直接	水)下水道管理課

7.3 緊急輸送の手段・ルートを確認する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 緊急輸送時の事前対策を行う	1 緊急輸送道路の検討・見直し(迂回路等の検討を含む)	短	市、県	直接、助言	防災対策課
	2 緊急輸送用車両の確保と確認手続きの迅速化	短	市、県	直接、助言	防災対策課
	3 緊急物資輸送マニュアルの作成	短	市	直接	防災対策課
	4 代替輸送手段の検討	中	市	直接	防災対策課
2 緊急輸送時の交通情報を配信する	1 関係機関との交通情報の提供・収集	短	市、関係機関	直接、支援	防災対策課、土木課、関係各課
	2 道路管理者・警察等との連携強化	短	市、県、国、関係機関	直接、支援	土木課、防災対策課

8 市民の生活を支援する

不自由な避難生活を余儀なくされる市民の生活を支援するため、避難生活の支援、災害時要援護者の支援、水・食糧・生活必需品の確保、保健衛生対策などの取り組みを実施します。

8.1 避難生活を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 避難所を確保する	1 指定避難所以外の代替施設の検討	短	市	直接	防災対策課
	2 避難所の指定拡大の検討(福祉避難所を含む)	短	市	直接	防災対策課
2 避難所に必要な機能を検討する	1 避難所運営マニュアルの作成(要援護者に配慮)	短	市	直接	防災対策課、関係各課
	2 避難所における設備機能の充実	中	市	直接	防災対策課、関係各課
	3 避難所に要援護者のための機能確保	中	市	直接	防災対策課、福祉支援課、福祉総務課

8.2 災害時要援護者を支援する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 災害時要援護者の支援項目を明確化する	1 災害時要援護者支援マニュアルの作成	短	市	直接	福祉支援課、福祉総務課、介護保険課、防災対策課
	2 災害時要援護者の情報の把握(データベース化の検討を含む)	短	市	直接	福祉支援課、福祉総務課、介護保険課、防災対策課
	3 福祉施設の要援護者向け避難所としての活用の検討	短	市、関係機関	直接、支援	福祉支援課、福祉総務課、介護保険課、防災対策課
2 災害時要援護者を支援する体制を確保する	1 専門職(介護職員・ケアマネージャー等)の確保及び活用策の検討	短	市、関係機関	直接	介護保険課、福祉支援課
	2 福祉施設・介護保険事業所との協力体制の検討	中	市、関係機関	直接、支援	介護保険課、福祉支援課、福祉総務課
	3 要援護者支援のための機材・物資調達の検討	短	市	直接、支援	福祉支援課、福祉総務課、介護保険課、防災対策課

8.3 水・食糧・生活必需品を確保する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 水(飲料水、生活用水)・食糧・生活必需品の備蓄と確保を行う	1 行政、事業所での水・食糧・生活必需品の備蓄(流通備蓄を含む)の促進	短	市、企業	直接、助言	防災対策課
	2 自助・共助での備蓄の啓発促進	短	市、市民	直接、助言	防災対策課
	3 物資の供給協定締結の促進	短	市、企業	直接、支援	防災対策課
	4 飲料水の応急給水体制の充実	短	市	直接	水)工務課 水)総務課
	5 生活用水の予備水源(井戸水・雨水・湧き水)確保の推進及び家庭内一時貯留の啓発推進(風呂水の利用等)	短	市、市民、企業	直接、支援、助言	防災対策課
2 物資配給の仕組みをつくる	1 物資の情報を管理するシステムの構築の検討(避難所の需要情報を含む。マニュアル作成等)	短	市	直接	防災対策課
	2 物資の受け入れ方法の検討(集約場所・人員計画を含む)	短	市	直接	防災対策課
	3 物資の配分方法の検討(優先順位・輸送手段等を含む)	短	市	直接	防災対策課

8.4 保健衛生対策を実施する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1 住民への衛生対策を行う	1 家庭での衛生対策の啓発	短	市、市民	直接、支援	健康課
	2 防疫対策の検討(消毒資機材の拡充を含む)	中	市	直接	健康課
	3 し尿、ごみ処理方法の検討(転用埋設管型トイレ設備の設置検討を含む)	中	市	直接	環境事業課、水)下水道管理課
	4 ペット等の動物対策の検討	中	市	直接、支援	環境政策課
	5 災害時用入浴設備の整備の検討	短	市	直接	防災対策課
2 住民への健康対策を行う	1 健康対策マニュアルの策定(避難所での健康相談等)	短	市	直接、支援	健康課
	2 巡回診療体制の構築	中	市、県	直接、支援、助言	健康課

9 生駒市のイメージを守る

生駒市のイメージを守るため、地震から文化財を守り後世に伝えていくための文化財防災対策や、観光客に対する帰宅困難者支援、また観光産業を守るための対策などの取り組みを実施します。

9.1 文化財を保護する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
---------	---------	------	------	------	-----

1	文化財に対する防災意識の向上を図る	1	文化財所有者等への意識啓発の実施	中	市、市民、関係機関	直接、助言	生涯学習課
		2	文化財関係者等への防災訓練の推進	中	市、市民、関係機関	支援、助言	生涯学習課
2	文化財を守るための手段を確保する	1	保護すべき文化財のデータベース化	短	市、関係機関	直接	生涯学習課
		2	文化財の防火対策の推進	短	市、関係機関	直接、支援、助言	生涯学習課、(消)予防課
		3	文化財の耐震化及び転倒防止対策の検討	中	市、関係機関	直接、支援	生涯学習課
3	文化財復興に向けた仕組みを作る	1	文化財復興基金創設の検討	長	市	直接	生涯学習課
		2	県及び文化財保護関係団体との連携強化	中	市、県、関係機関	直接、支援、助言	生涯学習課

9.2 被災した観光客を支援する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	帰宅困難な観光客への対策を講じる	1	災害情報の提供体制の整備	短	市、企業	直接、助言	産業振興課、広報課
		2	被災観光者(外国人を含む)対策マニュアルの検討	短	市	直接、助言	産業振興課、企画政策課
		3	観光関係団体・業界との連携	中	市、企業	直接、助言	産業振興課

9.3 観光産業を守る

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	観光産業を守るための対策を講じる	1	施設の耐震化の推進	長	市、企業	直接、支援	産業振興課、建築指導課
		2	観光産業の被害調査の実施	短	市	直接	産業振興課
		3	観光施設の復興支援	中	市、企業	直接、支援	産業振興課
		4	観光関係団体・業界との連携(広報活動・風評被害対応を含む)	中	市、企業	直接、支援、助言	産業振興課

10 復興を視野に入れる

災害からの早期復興を目指すため、被災者のくらしとしごとの再建、被災者のこころとからだのケア、すまいの再建、まちの復興のための資金確保、経済被害の軽減のための復旧・復興対策の取り組みを実施します。

10.1 震災からの復興ビジョンを描く

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	震災復興本部を設置する	1	震災復興本部の組織・運営等の検討	中	市	直接	防災対策課

10.2 被災者のくらしとしごとの再建を支援する

アクション目標		アクション項目		実施期間	実施主体	市の役割	担当課
1	り災証明書発行業務を標準化する	1	り災証明マニュアルの作成	短	市	直接	収税課、市民税課、資産税課
2	生活再建を支援する	1	生活相談体制の整備	短	市	直接、支援、助言	市民活動推進課、広報課
		2	生活再建支援策の検討	中	市	直接、支援、助言	福祉総務課、福祉支援課
3	生活資金を確保する	1	被災者生活再建資金の支給	短	市、県	直接、支援、助言	福祉総務課、福祉支援課
		2	税務上の被災者支援の検討(納税相談を含む)	短	市、県	直接、支援、助言	収税課、市民税課、資産税課
		3	地震保険の啓発	短	市、市民、企業	直接、支援、助言	防災対策課
		4	被災者の生活再建支援制度の周知	短	市、県	直接、助言	福祉総務課
		5	義援金・見舞金等支給マニュアルの作成	短	市	直接	福祉総務課

10.3 被災者のこころとからだを支える

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
被災者の健康、こころとからだのケアを実施する	1 ころとからだのケア窓口の設置	中	市	直接、支援	健康課
	2 ころとからだのケアマニュアルの作成	中	市	直接、支援	健康課
	3 ケアを行う人材の育成	中	市、関係機関	直接、支援	健康課

10.4 すまいを再建する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
被災者の応急仮設住宅を確保する	1 応急仮設住宅地の確保(用地・資材)	短	市	直接	施設整備課、建築指導課
	2 応急仮設住宅対策マニュアルの作成	短	市	直接	施設整備課、建築指導課
	3 民間賃貸住宅活用の検討	短	市	直接	建築指導課、施設整備課
	4 建築及び住宅関係機関・団体との連携強化	短	市、企業	直接、支援	建築指導課、施設整備課
倒壊した建物等を撤去する	1 建物等の解体・処理マニュアルの作成	短	市	直接	建築指導課、環境事業課
	2 廃材・ガレキの仮置き場の検討	中	市	直接	環境事業課
住宅の復興を支援する	1 住宅再建への公的支援制度の活用	中	市、県	直接、助言	福祉総務課
	2 建築基準法による建築制限区域の指定・緩和の検討	中	市、県	直接、助言	建築指導課
	3 住宅再建相談窓口の開設	中	市	直接	建築指導課、施設整備課

10.5 まちを復興する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
復興まちづくりを行う	1 区画整理事業を活用したまちづくりの検討	長	市、県	直接、助言	都市計画課
	2 復興計画の作成支援	長	市	直接、助言	都市計画課
災害廃棄物処理を実施する	1 処理の広域的応援体制の確立	中	市	直接	環境事業課
	2 処理業者・土木建設業者との協力処理体制の確立	中	市、企業	直接、支援	環境事業課、土木課
	3 廃棄物の処理計画の策定	中	市	直接	環境事業課
	4 廃棄物処理場所の検討	中	市	直接	環境事業課
	5 廃棄物処理マニュアルの作成(リサイクルを考慮)	中	市	直接	環境事業課
学校の復興を進める	1 学校再開のため施設の復旧体制の構築	短	市	直接	教育総務課
	2 学校教育再開マニュアルの作成	中	市	直接	教育総務課

10.6 復旧・復興のために多様な資金を活用する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
民間資金等を活用する	1 義援金の募集	短	市	直接、支援	福祉総務課、福祉支援課、会計課
	2 復旧・復興資金に対する市債の発行の検討	中	市	直接、支援	財政課
国・県費を確保する	1 国・県の助成(援助)の積極的な活用及び財政支援への要望の実施	短	市、県	直接、助言	財政課
基金を設立する	1 復興基金の創設の検討	中	市	直接、支援	財政課

10.7 経済被害の軽減のための復旧・復興対策を実施する

アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	市の役割	担当課
市経済の活性化を視野に入れた復興対策を検討する	1 被災事業者の支援体制の構築	中	市	直接、支援	産業振興課
	2 公的融資情報の提供	中	市	直接、助言	産業振興課

Ⅶ アクションプログラムの具体目標

減災目標を達成するため21の具体目標を設置しました。目標は概ね5年後までの中間目標値を挙げており、10年後の最終目標値は中間評価の際に、国及び県の地震防災戦略に掲げてある数値目標等と整合を図り設定します。

施策の柱	具体目標	具体目標値(2012年)	基準値(年度)
1 地震に強いまちをつくる	避難施設(36箇所)の耐震化整備率	77%	55%
	小・中学校の耐震化整備率	100%	58%
	一般住宅の耐震化率	85%	78%
2 地域の防災力を向上させる	自主防災組織の組織率	76%	51%
	自主防災組織・自治会等における災害対応訓練の実施率	(自主防災組織)100%	(自主防災組織)80%
		(自治会)60%	(自治会)40%
	幼稚園・学校等における防災訓練の実施率	100%(継続)	100%
ハザードマップ(洪水・地震・土砂災害)の作成	マップ作成	—	
3 的確な防災情報処理を実施する	防災行政無線の整備(デジタル化)	防災無線のデジタル化	—
4 人的資源を確保する	災害対策本部施設数	3施設	2施設
	災害対応訓練の回数(図上等)	1回/年	—
5 いのちを守る	救急救命士数	26名	21名
	被災建築物応急危険度判定士の登録者数	19名	16名
6 安全・安心を守る	帰宅困難者対策支援協定締結団体数	2~3団体	—
7 生活基盤を安定させる	緊急輸送路の拡充	20本	14本
8 市民の生活を支援する	防災コンテナの設置数	12箇所	8箇所
	災害時要援護者支援マニュアルの作成	マニュアル作成	—
	被災者用食料の備蓄率(流通を含む)	70%	50%
9 生駒市のイメージを守る	文化財所有者への防災訓練の実施	1回(全所有者)	1回(一部所有者)
	外国人も含めた観光客の帰宅困難者マニュアルの作成	マニュアル作成	—
10 復興を視野に入れる	り災証明マニュアルの作成	マニュアル作成	—
	地震保険加入世帯率	40%	24%

資料編

I 生駒市地震防災対策アクションプログラムの概要

I アクションプログラムの基本理念と減災目標

1. 基本理念

21世紀前半の地震活動期に備え、市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

2. 減災目標

大規模地震発生時の想定人的被害（本市の震源別被害想定結果・平成18年）を今後10年間で半減（国の地震防災戦略の考え方及び県のアクションプログラムに準じ、今後10年間で生駒市が目指すべき減災目標。）
※減災目標を達成するための21の「具体目標」を設定（10の「施策の柱」毎に数個ずつ設定。）

3. アクションプログラムの位置づけ

- ①生駒市地域防災計画（第3編 地震災害対策計画）に基づき実施する施策のうち、今後30年を見据えて、当初の10箇年で重点的に取り組む事業の実施計画
- ②奈良県地震防災対策アクションプログラム、国の地震防災戦略との整合を図る。

II アクションプログラムの考え方

1. 目的

地震災害に強いまちづくりを目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、本市が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定する。

2. 計画期間

平成20年度から平成29年度までの10箇年。

3. アクションプログラムの体系

- (1) 施策の柱
地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため10の施策の柱を設定。
- (2) 施策項目
施策の柱を推進するため40の施策項目を設定。
- (3) アクション目標
施策項目を推進するため92のアクション目標を設定。
- (4) アクション項目
アクション目標を推進するため232のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、市の役割、担当課を記載。

4. 計画の推進

- (1) アクション項目の実施機関を以下のとおり区分して推進。
 - ①短期：概ね2年程度で完了または集中実施
 - ②中期：概ね5年程度で完了
 - ③長期：10年以上継続的に実施
- (2) 早期に実践すべきアクション項目については、平成20年度から迅速に着手。
（アクションプログラムの策定を待たずにすぐにでも着手すべきものは、平成19年度から着手している。）
- (3) 計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行う。
- (4) 今後定期的に、アクションプログラムを見直す。

《施策の柱》

- 1 地震に強いまちをつくる
- 2 地域の防災力を向上させる
- 3 的確な防災情報処理を実施する
- 4 人的資源を確保する
- 5 いのちを守る
- 6 安全・安心を守る
- 7 生活基盤を安定させる
- 8 市民の生活を支援する
- 9 生駒市のイメージを守る
- 10 復興を視野に入れる

III 実施期間別の主なアクション項目の内容

アクション項目の「実施期間」分類の考え方

- ① アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類。
- ② 計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や市民への啓発事業については、原則として短期に分類。
- ③ 災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに財政的な制約もあることから長期に分類。

1. 短期（概ね2年程度で完了または集中実施）

《例示》

- 啓発 → 家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の組織化の推進等
- 連携の強化 → ライフライン関係機関、災害ボランティア団体、国・県等との連携
- マニュアル作成 → ボランティアセンター設置マニュアル、各部・課の業務別マニュアルの作成等
- 指針・計画作成 → 学校の防災計画の作成等
- 訓練実施 → 災害対応訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施等

2. 中期（概ね5年程度で完了）

《例示》

- システム構築 → 安否情報システムの検討、防災対応マニュアルのデータベース化等
- 施設整備 → 防災拠点施設及び避難所設備機能の整備等

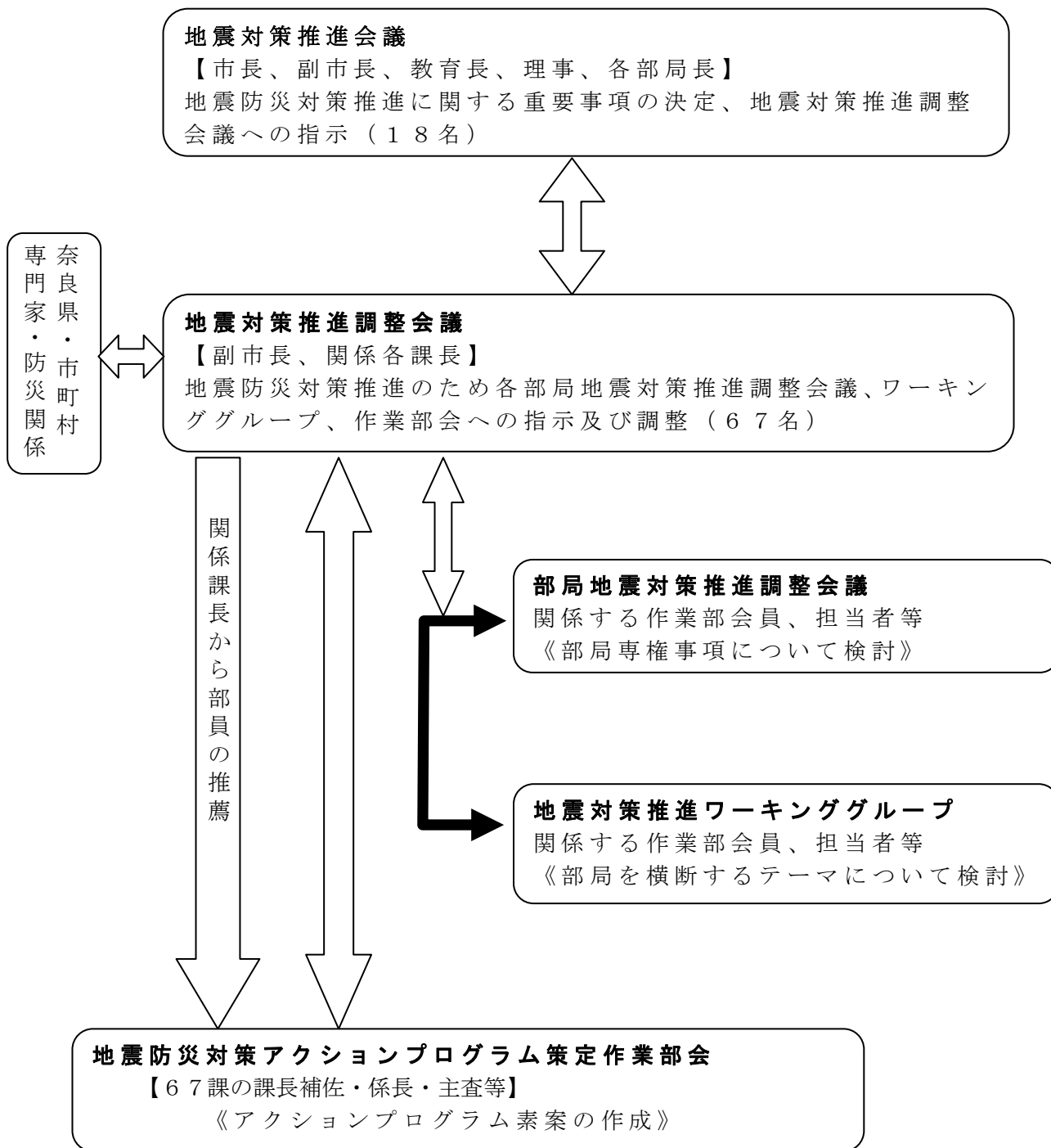
3. 長期（10年以上継続的に実施）

《例示》

- 基盤整備 → 道路整備、河川整備、ため池防災対策事業等
- 耐震化 → 災害対応拠点・学校施設の耐震化促進、上下水道設備の耐震化促進等
- その他 → 観光施設の耐震化、火災発生時の延焼防止対策の推進等

II アクションプログラム策定体制

アクションプログラム策定にあたり、以下の体制で策定作業を進めてきました。



生駒市地震対策推進会議 委員名簿（平成20年4月現在）

	役職名	備考
1	市長	委員長
2	副市長	副委員長
3	教育長	
4	理事	
5	市長公室長	
6	企画財政部長	
7	市民部長	
8	福祉健康部長	
9	生活環境部長	

	役職名	備考
10	建設部長	
11	都市整備部長	
12	開発部長	
13	水道局長	
14	議会事務局長	
15	教育総務部長	
16	生涯学習部長	
17	消防長	
18	消防本部次長	

生駒市地震対策推進調整会議 委員名簿

	部（局）	課長（室）		部（局）	課長（室）
1	市長公室	副市長	35	都市整備部	開発指導課長
2		秘書課長	36		建築指導課長
3		広報課長	37		みどり推進課長
4		職員課長	38	開 発 部	地域整備課長
5		市民活動推進課長	39	水 道 局	下水道管理課長
6	企画財政部	企画財政部長	40		竜田川浄化センター所長
7		総務課長	41		下水道推進課長
8		防災対策課長	42		総務課長
9		契約検査課長	43		工務課長
10		企画政策課長	44		浄水場長
11		情報政策課長	45		会計課長
12	財政課長	46	議会事務局次長		
13	市 民 部	市民課長	47	農業委員会事務局長	
14		市民税課長	48	選挙管理委員会事務局長	
15		資産税課長	49	監査委員事務局長	
16		収税課長	50	教育総務部	教育総務課長
17		人権施策課長	51		教育指導課長
18	産業振興課長	52	人権教育課長		
19	福祉健康部	健康課長	53	学校給食センター所長	
20		病院建設課長	54	生涯学習課長	
21		国保年金課長	55	中央公民館長	
22		介護保険課長	56	南コミュニティセンター館長	
23		福祉総務課長	57	北コミュニティセンター館長	
24		福祉支援課長	58	図書館館長	
25		児童福祉課長	59	スポーツ振興課長	
26	生活環境部	環境事業課長	60	消防本部	総務課長
27		衛生処理場長	61		予防課長
28		環境政策課長	62		警防課長
29		生活安全課長	63		消防署長
30	建 設 部	管理課長	64		消防署副署長
31		事業計画課長	65		消防署北分署長
32		土木課長	66		消防署南分署長
33		施設整備課長	67	社会福祉協議会事務局課長	
34	都市整備部	都市計画課長			

Ⅲ アクションプログラム 策定スケジュール

時期		内容
19年 8月	上旬	○ 策定スケジュールの作成
	中旬	○ 推進体制の検討
		・ 生駒市地震対策推進会議設置要綱作成
		・ 生駒市地震対策推進調整会議設置要綱作成
19年 9月	初旬	○ 生駒市地震防災対策アクションプログラム策定作業部会設置要綱作成
	下旬	○ 地震対策推進会議の開催 (9/5)
		○ 地震対策推進調整会議の開催 (9/5)
19年10月	下旬	○ 施策の柱・施策項目・アクション目標・アクション項目の調査準備作業
	下旬	○ 研修会及び第1回策定作業部会全体会 (第1回ワークショップ) 開催 (10/23)
		・ 施策の柱・施策項目・アクション目標・アクション項目の検討
19年11月	上旬	○ 第1回ワークショップ段階案に対する整理
	下旬	○ 報告会及び第2回策定作業部会全体会 (第2回ワークショップ) 開催 (11/27)
		・ 第1回ワークショップ整理案の提示、検討
19年12月	通月	・ アクション項目ごとの担当課の割り振り検討
	通月	○ 第2回ワークショップ段階案の整理
20年 1月	上旬	○ アクション項目ごとに担当課の整理
	下旬	○ 地震対策推進調整会議の開催
20年 2月	上旬	○ アクションプログラム体系図等の確定
	中旬	○ アクション項目ごとの実施計画の作成開始
20年 3月	通月	○ アクション項目ごとの実施計画の取りまとめ
20年 4月	通月	○ パブリックコメントの実施
20年 5月	中旬	○ 推進会議でアクションプログラム案の承認
	下旬	○ 市長の承認
20年 6月	上旬	○ 議会への報告
	下旬	○ アクションプログラムの完成

IV 用語解説集

【あ行】

液状化

地盤の中には土の粒子が重なりかみ合っていて、地下水位以下の地盤ではそのすきまの中に地下水がある状態となっている。ところが、地震によって揺されると、土粒子のかみ合わせが徐々にはずれて、ついには土粒子がばらばらになり、地下水の中に浮いたような状態になることをいう。

液状化による被害は、①地盤の支持力が低下することにより発生する建物等の沈下や傾斜、②噴砂（水と砂が地中から噴き上げてくる現象）などによる被害がある。

【か行】

活断層

最近の地質時代（第四紀：約200万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層をいう。

本県で活断層による地震発生により大きな被害をもたらすものとして奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯など8つの活断層があり、平成16年10月に第2次奈良県地震被害想定調査結果を公表した。

→ <http://www.pref.nara.jp/syobo/higaisotei/souteityousa.html>

共助（自助・公助）

災害に備え、いざ被害に遭遇したときには「自助」「共助」「公助」の3つの力が大切だといわれている。「自助」とは自分の力で、「共助」とは地域社会との普段からのつながり・つきあいによって、「公助」は、国・都道府県・市町村など行政の力により、災害に備え、乗り切ること。

減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、「外力（地震、台風、集中豪雨、火山噴火など、身のまわりにある驚異となりうる力）」についての理解を深めることと「地域の防災力」を向上させることが大切である。

広域防災活動拠点

「広域防災活動拠点」とは、災害発生時の活動拠点としての機能及び平常時の防災活動を支援する機能を備えた広域的な施設をいう。

【さ行】

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する

などの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人などをいう。

災害用伝言ダイヤル

災害時安否情報に用いられる留守番電話風のシステム。地震などの災害の発生により被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合に提供が開始される「171」をダイヤルして指示に従うことで、利用できる。

GIS（地理情報システム）

地理情報システム（GIS：Geographic Information System）は、地理的位置をてがかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。

地震活動期

地震の発生には頻繁に地震が発生する時期とあまり地震のない時期を繰り返す周期があることが知られている。1995年の阪神・淡路大震災は地震の活動期が西日本にも再びめぐってきたことを示している。南海トラフのプレート境界巨大地震の約50年前から約10年後の期間のこと。

地震防災戦略

大規模地震について、被害想定をもとに人的被害、経済被害を軽減するための具体的目標（減災目標）等を定めたもの。平成17年3月の中央防災会議において、東南海・南海地震の地震防災戦略が策定された。この「地震防災戦略」の緊急に取り組むべき事項と目標を、国、地方公共団体、関係機関、住民等間で共有し、その達成に向け、対策の強化、充実を図るものとされている。

→ <http://www.bousai.go.jp/jishin/senryaku/index.html>

浸水想定区域図

浸水想定区域とは、洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域のことで、河川管理者が指定する。また浸水想定区域図は、その浸水想定区域と区域内の浸水深を示した図面である。事前に浸水想定区域・浸水深を把握しておくことで、少しでも被害を少なくするために指定・公表する。

図上訓練

一定の役割を付与された訓練参加者とグループが、擬似的な災害状況下で、決められた役割に従って災害対応行動を行う実践的な訓練のことである。従来から実施されているシナリオが決まっているいわゆる「展示型訓練」とは異なり、訓練参加者は自らの行動を自らの判断で決めなければならない、意思決定を訓練することが可能となる。

【た行】

地域の防災力

私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力のこと。

地域防災力の向上のため、防災活動のリーダーの育成、消防団・自主防災組織の充実、地域の安全性点検、企業の防災活動を推進することなどの対策が必要となる。

地域防災計画

地域における防災の総合的な計画。地方公共団体の防災に関し、当該地方公共団体やその地域に係る行政機関及び公共機関等の処理すべき事務又は業務等について定めている。毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

長周期地震動

長周期地震動とは一般にはP波、S波の後にくる表面波と言われており、周期は数秒から十数秒程度である。長周期地震動が発生する地域は、地表面から岩盤まで数キロも柔らかい地盤が続く深い盆地構造をもった地域であり、この盆地構造により地震動が増幅・伸張され、大振幅で継続時間の長い地震動が発生する。

このような長周期地震動は石油タンクだけでなく、超高層ビルディング、免震構造物、長大橋など周期が数秒以上の固有周期を持つ構造物に大きな震動を引き起こし、大被害をもたらす可能性がある。

出前講座

市の職員が市民に対して、市政の重要課題などについて、話をするもの。

東南海・南海地震

大陸プレートと海洋プレートがぶつかり合い、たまったひずみが一気に解消する時に起きるプレート型地震で、東南海地震については潮岬（和歌山県）沖～浜名湖（静岡県）沖を、南海地震においては足摺岬（高知県）沖～潮岬沖を震源域とするとされる。

トリアージ/トリアージタグ

トリアージとは、災害医療の現場において、多数の負傷者・疾病患者が、同時発生した際に、患者の緊急度・重傷度に応じ、医療体制・設備を考慮し、治療や搬送の優先順位を決定する。このために用いられる用紙をトリアージタグという。医療施設では医師が行うことが多く、災害現場では救急救命士が担当することが多い。

【は行】

ハザードマップ

地震の揺れ、河川の浸水、土砂災害など災害をもたらす自然現象を予測して、その程度を図示したもの。

被災建築物応急危険度判定

大規模な地震または大雨等によって被災した建築物が、その後に発生した余震等で倒壊したり物が落下して人命に危険をおよぼす恐れがある。そのため、被災後すぐに地方公共

団体により、応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定する。

被災宅地危険度判定

大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

防災協働社会

災害からの被害軽減のためには、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切な役割分担をしていく社会のこと。行政のみならず、住民、企業、地域のコミュニティや自主防災組織、NPOなど、様々な主体が防災対策に取り組む社会のことをいう。

本プログラムでは、この防災協働社会を実現することで、安全・安心の奈良県づくりを目指すことを理念としている。

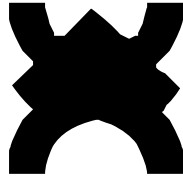
【ら行】

り災証明

災害時の市区町村の行政証明事務として、り災状況を証明するもの。災害時は市区町村長が、火災時は消防署長が発行する。証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、住家については全壊・全焼、流失、大規模半壊、半壊・半焼、床上浸水、床下浸水、人については死亡、行方不明、負傷である。なお、り災証明は、発行手数料は免除され、各種被災者支援対策の受給資格の証明となるものである。

流通備蓄

災害発生時に必要となる物資の供給について、業者等と協定を結ぶなどして、業者の在庫として常時一定量を確保すること。



生駒市地震防災対策アクションプログラム

発行 生駒市
編集 生駒市企画財政部防災対策課
〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号
電話 0743-74-1111
FAX 0743-74-9100

平成20年6月発行